

# 運輸安全マネジメントに関する取り組み

2026年5月

京福バス株式会社

京福バスでは、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社役職員が一丸となり取り組んでまいります。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を行う組織体制の整備に努めるとともに、現業における安全に関する実際の状況や関係者からの情報を十分に踏まえつつ、全ての役員及び従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる役割を負います。
- (2) 社長及び役職員は、全従業員に対し各々の職責を果たしかつ組織的に連携して業務を遂行させることにより、運輸の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善を確実にすることを、事業運営上の方針として定めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、適正に公表いたします。

### 輸送の安全の関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を優先的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

## 2. 2025年度の輸送の安全に関する目標と達成状況

### 有責事故発生件数 28件以内

有責事故総件数は30件となり達成することができませんでした。事故の内訳は以下のとおりです。

有責事故	30件	他責事故	12件
------	-----	------	-----

(有責事故の内訳)

事故の内容	実績
人身事故	1件
物損事故	29件
健康起因	0件

2025年度の事故発生総件数は42件となり、前年より4件減少しました。しかし、有責事故目標は達成できず、課題が残る1年となりました。

2026年度の目標は、2025年度と同様の目標である有責事故発生件数28件以内とし、2025年度の結果を踏まえて安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めます。

## 3. 自動車事故報告規則第2条に該当する事故の統計

事故の内容	実績
重大事故 (第3号)	0件
健康起因 (第9号)	0件
車両故障 (第11号)	0件

#### 4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 安全に関する会議の実施

- ・安全マネジメント委員会（毎月）
- ・監督者会議（毎月）
- ・安全衛生委員会（毎月）

(2) 各種安全運動の取り組み

- ・交通安全運動啓発活動（年4回）
- ・車内事故防止キャンペーン（7月）
- ・輸送等に関する安全総点検（年末年始）

(3) 経営トップによる職場巡回

- ・経営トップおよび安全統括管理者による営業所巡回（年3回）

(4) 早朝点呼の立会指導

- ・営業所および駐泊地（隔月）

(5) 街頭指導

- ・福井駅西口、丸岡バスターミナル等、主要バス停留所のりば（年4回）

(6) 整備技術員による日常点検の立会指導

- ・全営業所（年4回）

(7) 輸送の安全に関する投資

- ・教育・研修（適性診断受診、クレフィール湖東安全運転講習、国土交通省認定セミナー等）
- ・健康保全対策（インフルエンザ予防接種、S A S 簡易検査、眼底・眼圧検査、ロックスインデックス、ストレスチェック等）

## 5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

(資料1「安全管理体制」及び2「事故災害報告連絡体系図」のとおり)

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

### (1) 全職員教習

安全意識向上のための社内全員教習を実施しました。

### (2) 運行管理者、指導運転士教習

運転士とは別に、運行管理者、指導運転士に対して、法令に関する教育をはじめ、管理者として必要な知識習得のための教習を実施しました。

### (3) 運転士教習

全運転士およびガイドを対象に、「安全運行・健康管理・接客接遇」に関する教育を実施しました。

福井県バス協会が開催する乗務員教習を受講させました。

事故発生者は別に特別教習を行いました。

### (4) 小グループ教習

運転士に指導項目及び直近の情報をきめ細かく共有するために、運行管理者・指導運転士による「小グループ教習」を実施しました。

## 7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

京福電気鉄道株式会社監査室による内部監査結果を経営トップおよび安全統括管理者に報告しています。

結果の主な内容は以下のとおりです。

1. 経営トップおよび安全統括管理者がリーダーシップを発揮し、緊密な連携を維持し安全管理体制の確立及び改善に向けて、安全の確保と事故の未然予防に取り組まれていることを確認しました。

- ・事故削減に向けた要因分析、周知徹底、添乗指導などの継続実施に加えて、車庫内の留置枠の寸法チェックや車両配置など、教育実施と併せてハード部分での対応を実施されていること。
- ・トップ自ら定例の安マネ委員会の他、運行管理部長を交えた意見交換に参加し、人の固定や経験測でやっている部分に自分のような新しい目が入ることで気付くことがあると考え、意見交換の機会の創出と経営トップと安全統括管理者間のさらなる情報共有の場とされていること。
- ・運行管理者の職務強化や事故の未然防止や再発防止等を目的とした各種階層別の安全教育を計画実施するなか、これまで発生しなかった追突事故が乗務経験の浅い特別昇格者によることから、安全統括管理者による特別添乗指導や研修方法の再考と継続的な支援を実施されていること。
- ・運行管理者による法令違反事案に関して、無点呼運行の対象者を始めとし、監督者および関係者に対し運行管理に関する法令の教本を用いて再認識の研修を実施されていること。
- ・重点項目施策中の法令遵守及び重大事故の未然防止へ取り組まれ、再発防止策の確実な実施のために、継続的な点呼指示に加え、再発防止策を形骸化させないため、新たに「乗務員用社内ルールブック」の作成を進められ、次年度より活用を予定されていること。
- ・特に高齢化（加齢）による、事故の未然防止対策に取り組まれ、高齢事故惹起者のドラレコチェックと指導運転士による添乗指導に加え、福井県警察と連携した運転技能自動評価システムオブジェ講習を実施することで、65歳以上の高齢運転士の事故件数が減少傾向にあること。                   について評価します。

## 2. 更なる安全管理体制の確立及び改善に向けて、以下についてご検討下さい。

### ①バック事故、静止物接触事故等ケアレス案件の発生予防の検討

技量不足、確認不足等慣れから生ずる車庫内でのバック事故、静止物接触事故等ケアレスな事案の発生予防と削減のため、バック手順手法について有効性（効果、実施率）の再検証を行い、改善策について検討ください。

### ②インフルエンザ予防接種率促進方法の検討

以前の接種率に比べて、現在は6割程度の接種率であることから、お客様への感染や発熱による事故等を予防するため、次年度以降は点呼時等での接種推進を含め、インフルエンザ予防接種率向上に向けた施策を検討ください。

### ③ヒヤリハット情報の活用策の検討

新たな危険個所と認定された箇所をハザードマップ追記し全員に周知されているようです。ただし、集約を目的にするのではなく、集まったデータを如何に活用するか、新人教育で使用するなど、有効活用策を検討ください。

## **8. 安全管理規程**

(資料3「安全管理規程」のとおり)

## **9. 安全統括管理者**

当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりです。

**取締役** 若吉 誠一郎

# 貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

京福バス株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、次のとおり公表します。

## 1. 教習実施時期

乗合運転者が貸切兼務するために、貸切運転者として選任されるまでの期間実施

※当社では、入社後乗合運転者として採用しており、経験を重ねてから貸切運転者として選任しております。

## 2. 教習使用車種区分

大型貸切車両

## 3. 初任運転者に対する特別な指導内容

### (1) 座学教習(10時間以上)

- ①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

### (2) 安全運転の実技(ハンドル時間20時間以上)

- ①実際に運行する可能性のある経路(市街地、隘路、山道、高速道路等)

## 4. 主な実施ルート

- 1日目 福井県嶺北(主要観光地)および石川県白山(山間部)
- 2日目 福井県嶺北および石川県小松(主要観光地)
- 3日目 福井県嶺南および滋賀県米原(主要観光地、高速走行)

## 5. 指導者等

### (1) 営業所長

- ①福井営業所長(貸切乗務経験22年、指導経験9年)
- ②坂井営業所長兼加賀営業所長(貸切乗務経験17年、指導経験14年)

(2) 指導運転士

- ①福井営業所貸切班（貸切乗務経験18年、指導経験5年）
- ②加賀営業所（貸切乗務経験3年、指導経験3年）

(3) 営業所長が指名した者

- ①福井営業所貸切班運転者（貸切乗務経験5年～21年）
- ②運行管理者（貸切乗務経験3年～5年）※貸切乗務経験者のみ